JEC 規格票に記載する名簿作成の取決め

本取決めは,名簿作成の標準化のため,H14-11BoDで決定された「JEC 規格票に記載する委員会について」の補足資料として作成された電気規格調査会事務局の「内規」である。

(1) 標準特別委員会

掲載の順序

委員長,幹事,委員,幹事補佐,途中退任者

同じ役職名の人は,原則として五十音順

原則として同一人を複数回掲載しない。従って役職が変わった現職者は途中退任者欄には掲載しない。途中退任者欄での掲載は上記(委員長~幹事補佐)の順とし,同一人を複数回掲載しない。 役職名の表示

「上の行」と同じものは、「 同 」と記載

所属名

勤務先名(会社名等)は,正式名を記載

(注; 最近,英字の略称が使用されることが増えたので,「英字」か「カタカナ」か正式のものを 調査の上,記載すること)

備考] 勤務先名(会社名等)とは,本人が所属する企業,大学,官庁,工業会,協会などの名前 氏名の表示

名簿の原稿では,氏名は「姓」と「名」の間に1文字のスペースを空ける。(印刷物の表示は,見易くするため,文字数とスペースの関係で異なっても良いこととする。;出版社の体裁を尊重)

(2) 標準化委員会

掲載の順序

委員長,幹事,1号委員,2号委員,幹事補佐 同じ役職名の人は,原則として五十音順 役職名の表示 ~ 氏名の表示 は,(1)項と同じ

(3) 部 会

掲載の順序

委員長,副委員長,幹事,1号委員,2号委員,幹事補佐 同じ役職名の人は,原則として五十音順 役職名の表示 ~ 氏名の表示 は,(1)項と同じ

(4) 電気規格調査会

掲載の順序

会長,副会長,理事,(1号委員),2号委員,3号委員

- 2号委員の理事は2号委員の欄には掲載しない。
- 1号委員は全員(2名)理事となるので,1号委員の欄は掲載しない。
- 3号委員は委員会番号順に全員掲載する(複数の委員長を兼ねている場合は,最初の委員会の位置に委員会名を「,」で区切って掲載する)。即ち,3号委員については,理事,2号委員等も再掲される。

規格役員会に資料として提出された「規格役員会および規格委員総会」名簿の記載順とする。

備考]この「規格役員会および規格委員総会」名簿は,次の決まりで作られている。

同じ役職名の人は,五十音順(初期委員で順番を決め,途中交替者は前任者の位置に掲載)。 但し,1号委員の理事は一番後ろに,研究経営担当副会長,研究経営理事の順に掲載。

2号委員は,人数が多いので,これを確認し易いように,次の区分順に掲載されている。 学校関係, (中立の)研究所・官庁関係, 電力会社, 電力会社以外のユーザ, メーカ, 工業会・協会

各区分内は 委員名を五十音順 初期委員で順番を決め 途中交替者は前任者の位置に掲載)。 但し, のみ9電力会社(北から順),電源開発,日本原子力発電の順

役職名の表示 は,(1)項と同じ

所属名

1号委員の理事は, 学会研究経営担当副会長, 学会研究経営理事 とする。

3号委員は,標準化委員会名 とする。

その他の人は,勤務先名(会社名等)とする。 (1)項と同じ 氏名の表示 は,(1)項と同じ

参考 1「JEC 規格票に記載する委員会について」の関連事項を下記に掲載する。

(2) 緒言の委員会(名簿)の記載

標準特別委員会名と名簿,当該標準化委員会名と名簿,当該部会名と名簿,電気規格調査会名簿を,その順に記載する。

標準化委員会が原案作成委員会の場合は、それぞれ繰上げて記載する。

原案作成委員会の名簿は,当該規格の制定日のものとし,途中退任者も記載する。 途中退任者は「途中退任」欄に掲載する。

部会,標準化委員会の名簿は,原案を承認した当時のものとする。

但し,標準化委員会が原案作成委員会の場合は, による。この場合,[途中退任]欄に掲載する人は,当該規格の作成に参画した人に限定し,その判断は当該委員会が行う。

JEC 規格に記載する電気規格調査会 (規格委員総会) の名簿は,制定日時点のものとする。

委員会名簿に「参加」者名は,記載しない。

(3) 委員の所属の表し方

JEC 規格票に記載する委員会名簿での「所属の表し方」は , 原則として次による。 委員会活動期間時の所属とする。

同一組織(企業,官庁等)から複数の委員がいる場合は,区別できる部署(事業所,庁・局等)まで記載するのが望ましい。

付 記] 本取決めは, H15-11BoD で承認された。